

令和3年1月4日

報道各位

敦賀市福祉保健部健康推進課

### 不妊治療費補助金の拡充について

本市におきましては、不妊治療を受ける方の経済的負担を軽減するため、体外受精及び顕微授精に係る特定不妊治療費、人工授精等に係る一般不妊治療費、不育症治療費に対する補助を行っております。

この度、さらなる経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費補助金の内容を拡充しますので、お知らせいたします。

#### 記

- 1 対象となる治療法  
特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）

- 2 拡充内容（太字下線部分）

項目	拡充後	現行
初回	20万円	20万円
2～3回目	<b><u>20万円</u></b>	15万円
4～6回目	<b><u>39歳以下20万円</u></b> 40～42歳10万円	39歳以下15万円 40～42歳10万円
7回目以降	10万円	10万円
所得制限	<b>撤廃</b>	有
事実婚	<b>対象</b>	対象外

- 3 その他  
令和3年1月1日以降に終了した治療を対象とする。

<問合先>

敦賀市福祉保健部健康推進課

TEL 25-5311（内線 83-34）

担当 山本晴美